



あち 議会だより

令和2年(2020年)
第101号
1月20日発行

12月定例会

- ★ 12月定例会のあらまし 2 ページ～
- ★ 各委員会報告 ほか 3 ページ～
- ★ 一般質問(7議員) 8 ページ～
- ★ 議員研修 12 ページ～
- ★ リフレ施設の運営に関する経過と議会对応 14 ページ～
- ★ アリーナ等検討委員会 16 ページ

今月の表紙 シリーズ地域の宝

【上清内路諏訪神社夫婦杉】

手づくり花火で知られる上清内路諏訪神社の参道に2本の杉の大きな木があります。

慶長5年(1600)神社を建てたころに植えられたといわれており、村天然記念物に指定されています。

12月
定例会一般会計補正予算(第5号)案、
会計年度任用職員に関する条例の制定についてなど、
16議案を可決及び同意

12月定例会において、16議案のうち2議案について賛否が分かれ討論がありましたが、すべて原案のとおり可決、同意。
継続審査となっていた請願1件が採択されました。

議案等採択結果は以下のとおりとなります。また、詳細、委員会における質疑等は各委員会報告をご覧ください。

	件 名	賛成	反対	議決結果
人事関係	固定資産評価審査委員会委員の選任……原 利彦氏	11	0	同意
条例関係	阿智村第2号会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定	10	0	可決
	阿智村第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定	10	0	可決
	阿智村学校給食費徴収条例の制定	10	0	可決
	阿智村特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定	7	3	可決
	一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定	10	0	可決
	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定	10	0	可決
	阿智村入学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定	10	0	可決
	阿智村公共物管理条例の一部を改正する条例の制定	10	0	可決
	準用河川占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定	10	0	可決
	阿智村公営保養センター設置条例を廃止する条例の制定	8	2	可決
令和元年度 補正予算関係 (別表)	一般会計補正予算(第5号)	10	0	可決
	国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)	10	0	可決
	下水道事業特別会計補正予算(第3号)	10	0	可決
	介護保険特別会計補正予算(第3号)	10	0	可決
	水道事業会計補正予算(第1号)	10	0	可決
請願 (継続審査)	指定管理制度に係る情報公開についての請願について	10	0	採択

(条例関係、補正予算関係、請願の採決時 1名欠席)

令和元年度 補正予算 (別表)

会 計	補 正 額	補正後の額
一 般 会 計 (第5号)	1 億 9 7 3 万円	5 8 億 9, 2 0 9 万円
国民健康保険事業特別会計 (第3号) 直営診療施設勘定	9 万円 予備費から充当のため金額変更なし	
下 水 道 事 業 特 別 会 計 (第3号)	△ 8 0 0 万円	4 億 8 0 4 万円
介 護 保 険 事 業 特 別 会 計 (第3号)	1 1 8 万円	8 億 7, 7 1 9 万円
水道事業会計(第1号) 水道事業収益	1 2 8 万円	2 億 2, 2 7 7 万円
水道事業費用	1 0 万円	2 億 1, 8 5 7 万円
資本的収入	△ 7 0 0 万円	3, 5 0 6 万円
資本的支出	△ 7 0 0 万円	9, 9 0 1 万円

村の働き方改革はじまる

総務常任委員会

阿智村第2号会計年度 任用職員の給与等に関 する条例の制定

令和2年4月に地方公務員法及び地方自治法の一部改正が行われます。従来嘱託職員と呼称されていたフルタイムの非正規職員を、第2号会計年度職員と呼ぶことになり、その給与や手当を定める条例となります。給料や手当が一般職の常勤職員同様に支払われます。4月から全国一斉に施行される「同一労働同一賃金」に基づくものです。

阿智村第1号会計年度 任用職員の報酬、期末 手当及び費用弁償に関 する条例の制定

従来の村のパートタイム職員を第1号会計年度職員とし、その報酬等に関して新たに定める条例です。報酬というかたちで一般職の常勤職員に支給される

手当の例によって費用弁償されます。また期末手当も在職期間に応じてそれぞれの率により支払われます。

Q これらの条例により人件費はどのくらい増えるのか。

A 概算で2千万〜3千万円くらいです。

Q 増額になるという理由で雇止めをするこ

A そのような理由で雇止めをすることは考

えていません。業務遂行に必要かどうか、必要ならどのような形で採用がいいのか判断していきます。

阿智村学校給食費徴収 条例の制定

今まで私会計であった給食費の取り扱いを、村がその徴収や事務を行うことにするための条例です。給食調理場の事務負担の軽減と、透明性の確保をするものです。

Q 未収金の滞納整理は今後どうするのか。

A 出納室の担当となりますが、教育委員会の給食担当が当該者に会って、まず話をする

考えです。そこまでの対応は今までと変わるものはありません。

Q 一般会計と特別会計のどちらで扱うのか。

A 新たに目もくを設け、一般会計で扱います。

意見 村が扱うことにな

れば、給食費といえども滞納すれば各種の補助が受けられなくなると考える。周知を徹底していただきたい。

阿智村特別職の職員で 常勤の者等の給与に関 する条例の一部を改正 する条例の制定

令和2年1月の村長給料を10%減額するものとする、という提案です。

月川問題に際し、3月に相手方と結んだ確

約書を破ったこと、ならびにそこから派生した混乱について、村長として責任を取りたいということが提案理由です。

この件については、賛否が分かれました。

反対意見としては、

「村に形の見える責任を追求するのであれば、議会も同様に形の見える責任を果たすべきではないのか。現段階でそれが見えない以上、この条例案には反対する」

「結果として、確約書を破った方が村民益につながったと考えるので、この条例案には反対である」というものです。

賛成意見としては、

「村と議会は別物であるから、議会の責任はこの際問題ではない」

「議会の責任のあり方については、現在協議中である。歩調を合わせなければならないこ

とではない」というものです。

採決 3対2の賛成多数で、改正を認めました。

一般職の職員の給与に 関する条例等の一部を 改正する条例の制定

人事院勧告により、

1、平成31年4月から、初任給及び若年層（30代半ばまで）の俸給月額を引き上げる。

2、令和2年4月から、ボーナスを一般の職員、指定職職員とも0・05か月分引き上げること。

これを受けて、村の条例を改めるものです。

地方公務員法及び地方 自治法の一部を改正す る法律の施行に伴う関 係条例の整備に関する 条例の制定

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月から施行となるため、

会計年度任用職員の任用等に関する規定が整備されることに伴い、関係する条例を整備するものです。

Q 今回の改正の中で、特別職の非常勤職員から公民館館長、地区館長、地区館主事、企画委員等が削除されることになっているが、身分はどうなるのか。

A 身分は、第1号会計年度任用職員になります。

Q 政治的活動の制限はあるのか。

A 今までは政治的中立性が求められたわけではありませんが、今後は求められることになります。

阿智村入学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定

入学資金を村が貸与する際の連帯保証人を、従来は村民に限っていたが、その制限を外すというものです。

他市町村からの転入者が入学資金貸与を受けやすくするための改正です。

Q 保証人の資格として、相当な資力を有する成年者としているが、村外者の収入をどう把握するのか。

A 申請者への聞き取り調査をするなかで把握します。

Q 具体的調査をするべきでは。

A 検討します。

阿智村公営保養センター設置条例を廃止する条例の制定

鶴巻荘について、村の指定管理契約とせず、賃貸借契約に改める方向が決められた中で、本条例を廃止するものです。

なお、設置条例がある中では、施設運営の方法は指定管理契約以外には、村の直営よりありません。

Q 昼神温泉において、

こうした村民への福祉のための施設は村としていらないと考えているのか。

A 今後の昼神温泉将来構想を練り上げていく中で、今の施設は、新たな機能を持つ施設となっていく可能性があります。

申請者への聞き取り調査をするなかで把握します。

具体的調査をするべきでは。

検討します。

この件については賛否が分かれました。

反対意見としては、

「ある一定の方向が出るまでは時期尚早であり、12月議会においてこの設置条例を廃止することについては反対である」との意見が出されました。

賛成意見としては

「高齢者クラブの方から、鶴巻荘は、懇親会等のあり方についても

親身になって相談に乗ってくれてありがたいとの声を聴く。今までの協議の中で、賃貸借契約でも今までどおりのサービスをしてくださるということですから、設置条例の廃止には賛成です」

「昼神将来構想が年度末までに出される状況の今日、村としてもあの位置に新たな性格の機能を持たせたいという考えが示されている。昼神の将来構想について前向きな考え方の中での設置条例の廃止であるから賛成する」

「先方との話ができている中なので、時期尚早ということはなく、12月議会で決めて良い」等の意見がありました。

採決 4対1の賛成多数で条例の廃止を認めました。

令和元年度一般会計補正予算（第5号）について

【財産管理費】

Q 委託料の二酸化炭素排出抑制対策事業設計費614万円は、中央公民館、第2小、第3小に太陽光パネルを設置し、蓄電池を装備する事業ということだが、売電はできるのか。

A 売電はできません。節電と二酸化炭素排出抑制が目的です。

Q 照明のLED化も進めるということだが、村の公共施設の何割がLED化されたか。

A その数字はないが、現在こうした事業を活用したり、改修したりする際に併せLED化している状況です。今後その方向で進めていきたいと考えています。

指定管理制度に係る情報公開についての請願について

9月議会で継続審査となっていたものです。委員会の中で、すでに

多くの指定管理施設、社会福祉法人等で会計書類を公開している状況を確認しました。法律に基づいて保護されるべき情報以外は開示すべきではないかという意見がありました。今すぐにそれらを一気に改めることは困難であることから、指定管理者選定の際に開示する旨を明文化し、現に契約している管理者には更新の際にその旨を通知の上更新するなどの手続きをすることが適切、との意見もありました。今回の内容は、情報公開審査会とは別に議論をすべきとの意見があり、委員会独自で協議したものです。

協議の結果、審査結果は採択、意見は妥当としました。尚、措置につきましては、委員会報告を村に送付することといたしました。

アグロフォレストリー事業 2月から定植開始

産業建設常任委員会

阿智村公共物管理条例の一部を改正する条例の制定

消費税の改定に伴い、
村が管理する普通河川等の占用料等について見直しを行い、併せて長野県と同額に改正するものです。

準用河川占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定

消費税の改正に伴い、
村が管理する準用河川の占用料について見直しを行い、併せて長野県と同額に改正するものです。

令和元年度阿智村一般会計補正予算(第5号)について

【定住促進費】

Q 定住促進住宅新增
改築等支援金1千万円、
ぬくもりの田舎暮らし
推進事業補助金140
万円の追加補正につい
て、人口面での施策の
効果は。

A 定住促進住宅新增

改築等支援金は現在14
件の実績。その他に11
件の申請があるため補
正するものです。

ぬくもりの田舎暮らし
推進補助金は所有者

の片づけが6件、定住
者の改修が4件あり、
今後4件の申請予定が
あるため補正するもの
です。

社会増減には届きま
せんが重要な部分であ
り、効果があります。

Q その内、農業を目
的とした移住者は何名
か。

A 中古住宅の修理を
した人が3軒3名。中
古住宅の購入が2世帯
5名です。

Q 新規就農者は。

A 空き家の利活用で
1名、来年4月に中古
住宅購入予定で研修を
経ての就農者2名です。

【農林水産事業費】

Q 有機活用農業費3
65万円の内容は。

A 振興作物栽培者支
援事業の雨よけ施設資
材補助金3名分と、認
定農業者上乗せ分4名
の補助金です。

Q アグロフォレスト
リー事業の進捗状況は。

A ハウス本体の設置
は完了しました。

バイオマスボイラー
については、発注は完
了しましたがドイツか
らの配送となるため、
設置は3月頃の予定で
す。現在設置のための
配管と基礎工事を行っ
ています。

2月には苗の定植を
予定通り行い、ボイラ
ー設置までの期間は温
風機により加温します。

Q 鳥獣対策費の猪捕
獲報償費150万円に
ついて、狩猟期間に入
ったの捕獲強化に対し
て猟友会の状況は。

A 協力してやってい
ただいています。11月
15日時点で約20頭捕獲
し検査しています。

Q 豚コレラ(CSF)
対策として、予算面や
国、県に対してなど今
後の対応は。

A 群馬県で行われて
いる空中散布ができそ
うですが、阿智村が対
象になるかは不明です。
臨時職員賃金や運搬車
両の購入等を必要経費
として申請しています
が、台風19号被害対策
の関係で動きが止まっ
ています。

【商工費】
Q 温泉受湯権使用料
2千520万円は積立
金とのことだが、温泉
維持費の条件が認めら
れ施行されるのはいつ
ごろか。

A 旅館関係の許可が
でるのが最短でも年明
けとなります。

Q 中国からの研修生
を受け入れているが、
目的は。

A インバウンドと人
手不足を補うためです。

Q なぜ中国なのか。
A 人手不足等の相談
をかけた機関から紹介
されたのが中国の惠州
学園だったためです。

Q 旅費として10万円
の補正となっているが
内容は。また、現在の
研修生の人数は。

A 旅費は来年度の調
整のため職員が同行す
る費用です。

今年度の研修生は17
名で、各旅館の要望に
より振り分けています。

【土木費】

Q 工事請負費6千5
70万円となっている
が、この時期の補正と
なるとこれ以上できな
いと理解するが件数に
ついては。

A 突発的なものは優
先的に行います。どう
してもというものは3
月補正も考えます。

【要望】 年度内に1件で
も2件でも増やしてほ
しい。

政策検討 委員会報告

高齢者住宅のあり方 分科会

- ・リーダー 實原恒碩
- ・サブ 寺田眞由美
- ・委員 野村和男
- ・委員 吉田哲也
- ・委員 木下勝吉
- ・委員 原佐代子

ここまでの調査として、阿南町新野の高齢者支援ハウスの視察後、分科会を開き、高齢者住宅のあり方について検討しました。

- ・その中で
- ・高齢者住宅単独での設置は難しい。
- ・今後の高齢者住宅の必要性や、あり方を検討する。
- ・行政の地域福祉等検討会からの中間報告は受けたが、その後の状況についてはまだ聞いていないので、それを聞いてから方

向性を検討したらどうか。
等の意見が出されました。

今後の取り組みとして、地域福祉等検討会が最終報告書の作成に向けて作業をされていることから、12月中旬、中間報告以降の進行状況や内容について、行政との懇談会を開くこととし、行政の考えを参考にしたうえで、今後の分科会としての調査、研究をしていきたい。

また、8月に視察をした民間の萱垣会が運営している阿南町新野の高齢者支援ハウスの運営上の課題をお聞きしたところですが、今後は、サービス付き高齢者住宅を運営している会社等の視察を行うなど、運営形態が違いう施設の調査、研究をしながら、阿智村における高齢者住宅のあり方

を検討していきたいと考えています。

福祉企業センターのあり方分科会

- ・リーダー 白澤 明
- ・サブ 勝野公人
- ・委員 高坂和男
- ・委員 熊谷義文
- ・委員 林 清子
- ・委員 吉川 優

ここまでの調査として、この11月、授産施設に対する県の考え方を伺うということで、飯田保健福祉事務所との懇談、施設を廃止した阿南町での研修視察を行いました。

飯田保健福祉事務所との懇談では、県内の授産施設の総数は39で、その内35の施設は市町村が設置主体で、8施設は民間委託。社会福祉法人が4施設で、県内全施設定員数は1425人ですが、近年利用者減で施設を廃止する自治体がでている。

今後の県の方針については、各市町村が施設の廃止の方向の中で、廃止後の就労の場をどうするかといった大きな方針が国から示されておらず、県としても実態調査を行っていないが、そういった問題意識を共有していきたい。

国、県の支援については、民間の社会福祉法人が建設等、施設整備をする場合のみ国、県等合わせて4分の3の補助がある。などのお話を伺いました。



阿南町の研修視察では、授産施設の変遷と廃止後の現状について・昭和50年4月、授産施設としてスタート。
・平成3年2月、「障害者等共同作業所」を設置。
・平成18年4月、障害者等共同作業所を社会福祉法の規定による福祉企業センターとする。

・平成19年4月、障害者自立支援法に基づく事業（就労継続B型）を基準該当事業所として開始し、施設名を「社会就労センター」とする。
・平成24年4月から、施設名を「就労支援センター」とし、「ひだまりの郷あなん」が指定管理により、就労継続B型として運営で現在に至る。等のお話を伺いました。
研修後の就労支援センター視察では、主た



る作業である自動車部品（ハーネス）製造作業などの様子の説明を伺いました。

今後の取り組みとして、福祉企業センターにこだわることなく、障害者自立支援法に基づいた障害継続B型による就労支援センター等、阿智村として、どのような施設が必要か、また、運営方法があるのか、どのような施設に国、県の支援があるのか調査、研究をしていきたいと考えています。

リニア特別委員会

10月以降のリニア特別委員会における協議について、以下報告します。

●中央新幹線中央アルプストンネル新設（萩の平・広瀬工区）工事における環境保全について

JR東海より11月に示された本計画について、内容の確認をいたしました。

この計画は、阿智村においては清内路地区萩の平にて、平成26年8月に示された環境影響評価書に基づいて実施する「環境保全計画」、「事後調査及びモニタリングの具体的な計画」及び「工事中の周辺環境への影響を回避または低減するための計画」についてまとめられた

ものです。

具体的には「リニア新幹線工事のための1-20号線の道路改良工事」ならびに「トンネル掘削工事」に関するものです。

委員会ではこの内容と、あわせてこれに関する村の意見書の内容（水環境の維持、地下水の監視と安全確保のための措置、地盤沈下回避、騒音・振動に關し地元要望に応じたモニタリングの実施、歩行者や一般車両の安全確保など）またリニア対策委員会に加えられた意見について確認し、適切と判断しました。

●阿智村における水資源に係る具体的な計画について

JR東海より11月に示された本計画について、内容の確認をいたしました。

中でも、事後調査の結果により、リニア新幹線工事に起因して環境影響の程度が著しいことが判明した場合の方針について、JR東海が水を利用される方と協議しながら必要な恒久対策を実施していく、という点について確認しました。

●村道1-20号線道路拡幅工事に関する協定書について

本協定書が工事の役割分担（測量・設計・工事はJR東海が、用地取得に關しては村が担当、用地取得の権利者との交渉や地元住民との協議については村とJRが協力して対応する）を定めてあるものであり、今後重要になる安全対策、環境保全、通行時間等については別に定めることを確認しました。

飯伊市町村議会議員研修会

令和元年10月31日南信消費生活センターにて議員研修会がありましたので報告します。

最初は「ディープジャパン・南信州 売木村」

・講師

売木村地域おこし協力隊 うるぎ国際センター（UIC）支配人 早乙女ニーザーアレクサンダー氏

講師であるニーザー氏はベルギー生まれ、ドイツに留学され、オーストラリアの大学を卒業されたドイツ人で、5ヶ国語を話されるとのことです。2年前に移住し協力隊としてインバウンド担当となり、観光PRのため歴史の学習もされたそうです。昨年100年前の古民家を元気づくり支援金を利用して改修し、海外の観光客の受入れ拠点として、うるぎ国際センターを開設しまし

た。国内外の中学生の民泊体験や、ニーザーさんの体験談に耳を傾けながら、地域に貢献できる国際人になるきっかけを作る授業として阿南高校生も訪れたとのこと。

べきだと感じました。次は「エコノミックガーデニングの推進」地域の価値の更なる向上・維持を図るために」

・講師 拓殖大学教授 政経学部経済学科長

山本尚史 先生
エコノミックガーデニングとは「都市を庭に例えれば、企業は樹木」というコンセプトで、地域という土壌を生かし、地元企業を大切に育てることにより、地域社会を活性化させる考え方です。どれも地域振興にとって特段目新しいものではありませんが、一つ一つは地力・国内ホームステイ体験・海外留学生との文化交流・移住に興味ある人の玄関口（外国人）として広げたいと語られました。
海外に行かずにホームステイできる場所があれば、大いに活用す

木下 勝吉

運動公園に、保健センターに代わる子どもの居場所 施設設置を提案するが？

検討委員会の答申にも反映されてくると考えており、
新たな公園に必要となる機能、運営方法について具体化していきたい

白澤 明



問 小中学生のインフルエンザ予防接種の考え方は。

山口民生課長 現在子ども
のインフルエンザの補助が
村内医療機関に限定されて
いるが、来年度から償還払
いで村外医療機関でも対応
する予定です。

問 運動公園周辺整備構想
の中に、現在の保健センタ
ーに代わる、休日も利用で
きるような子どもの居場所
施設設置を提案するが。

棚田地域経営課長 検討委
員会が示したコンセプトと
一致したものと考えます。

先日の意見交換会でも同
様の意見が出されていて、
検討委員会の答申に反映さ
れてくると考えており、新
たな公園に必要な機能
や、その運営方法について
具体化してまいります。

問 出産のお祝い金増と、
より実用的な出産のお祝い
品への変更を提案するが。

民生課長 現状の出産のお
祝い金5万円と記念品につ
いては継続していきたいと
考えています。

問 保育園の芝生化は予定
通り実施する考えか。

黒柳教育長 芝生化予定園
に対するアンケート結果で
は、「どちらともいえない」
が3割強おられたので、伍
和・智里東2園の保護者に
説明会を開かせていただい
た。芝生化については、よ
り丁寧に説明し、その良さ
をご理解いただいたうえで
芝生化を推進していきたい
と考えています。

問 伍和・智里東保育園の
建替えについては。

教育長 両園とも耐震工事
は終了しており、必要な改
修・修繕は随時行っていて
安全対策はなされています。

今後、主食提供に伴う調
理場の改修や芝生化も予定
されており、直ちに改築は
予定していませんが、両園
ともハザードマップ上で土
砂災害危険地区内にあり、
改築にあたっては移転も含
めた検討が必要となつてき
ます。村長部局ともよく連
携し、慎重に対応していき
たいと考えています。

現在の農業維持の政策か、生産力アップの政策か

現状の農業・農村を維持しながら新しい取り組みも導入
バランスの良い農業施策推進

寺田眞由美



問 アグロフォレストリー
事業の進捗状況は。

櫻井建設農林課長 ハウス
本体と温風機は設置完了で、
化石燃料を使用した栽培は
可能です。バイオマスボイ
ラー設置は3月完了。キュ
ウリとトマトは2月に定植
し、5月から販売予定で10
月までの収穫計画です。

問 新栽培システムをどの
ように展開していくのか。
また施設整備等の補助の考
えは。

建設農林課長 すでにキュ
ウリ農家で養液栽培を取り
入れ始めています。土づく
りと定植の労力が軽減され
るため、今後の農業振興に
メリットがあると考えます。
支援制度は農業振興事業を
見直す中で支援していき
たいと思います。

問 現在の農業を維持する
政策か、積極的に生産力を
アップさせる政策をとるのか。

村長 観光という分野にお
いて有利な状況にあり、今
後予定される高速交通網の
整備に伴い1次産業や6次
産業も伸びしろがあると思
います。現状の農業、農村
を維持しながら、新しい取
り組みも導入し、バランス
の良い農業施策を推進し、
支援も行っていきたいと考
えます。

問 高齢者クラブ会員減少
についてどう考えるか。

黒柳教育長 高齢者イコー
ル福祉という視点だけでな
く、積極的に地域づくりに
関わって村を支えていただ
く団体で、今後ますます重
要で、会員減少には行政と
して自治会等と連携を強化
するよう努めます。

問 高齢者の事故防止のた
めの機器装置の補助は考え
ているか。

今久留主総務課長 政府は
アクセルとブレーキの踏み
間違いの時の急加速抑制装置
や自動ブレーキなどを搭載
した車輛購入や後付け誤発
進抑制装置の補助を考えて
います。補助率や対象など
まだわかりませんが、村で
も今後検討していきたいと
考えています。

園原簡易水道補償費は誰に払われてきたのか

古いものは分からないが、平成27年度を最後に支払っていない

吉川 優



問 園原簡易水道、施設管理費以外に報償費が昭和60年から支払われているが、その補償費が園原水道の権利者である園原部落に支払われている。村はどなたに支払ってきたのか。

井原生活環境課長 古いものは分かりませんが、ここ10年位では管理委託契約により、契約の相手方に支払いをしてきましたが、平成27年度を最後に補償費の支払いは行っていない。

問 リフレひるがみという制度はどういったものか。

棚田地域経営課長 阿智村温泉事業条例第8条の規定により、温泉の使用許可を受けた者は村に温泉維持費を納入することとされており、村はこの納入金を飯田信用金庫に預けることで、これを担保に飯田信用金庫が温泉使用許可者に対し、温泉維持費の納入額の範囲

内で融資を行うもので、平成25年の制度開始から10件、融資総額1億8千6百万円の利用です。

問 月川旅館の経営を一般財団法人阿智開発公社と決めた経過と理由は。

地域経営課長 施設改修の経費を6月補正予算へ計上する協議が整わなかったため、当時施設を運営していた株式会社野熊の庄月川が6月末での撤退の意志を示し、その意志が固かったことから、議会とも協議させていただき、施設運営と従業員雇用の継続を最優先に検討した結果、当面の措置として阿智開発公社に運営をお願いすることとしたものです。

問 月川旅館を鶴巻荘のように指定管理にしなかった理由は。

地域経営課長 指定管理制度適用の前提となる地域活性化施設設置条例が平成29年4月1日付で廃止されており、適用外となりました。

問 小中学校の空調設置は、熊谷教育次長 第2小は6月、第1小は7月、阿智中は8月、第3小と清内路小は11月に竣工いたしました。

行政が考えるこれからの集合住宅のありかたは？

高層住宅や長屋的な住宅ではなく風景や風土に密着した1棟2世帯程度の住宅が望ましいと考える

實原恒禎



問 現在の村営住宅の数と稼働率は。

長谷川協働活動推進課長 住宅の戸数は、93棟213戸になります。その内入居していない住宅は3戸のみとなっており、稼働率はほぼ100%となっています。

問 伍和地区に集合住宅を建てる考えは。

協働活動推進課長 伍和地区に集合住宅を建てることについては、今後の村全体の定住施策を考えるうえで優先順位として高い位置にあるといえます。今後は地区別の人口ビジョンを考慮したうえで、村内の農業地帯の中心地である伍和地区になんらかの定住施策の拡充を行うことは必要だと考えます。

問 村営住宅を建てる時に重要視している点は。

協働活動推進課長 村営住宅の建設や改修、分譲住宅

地を計画するうえで、どの地区にも共通する最も重要視すべき事項は安全面であると考えます。

問 行政の考える集合住宅の在り方、また今後の計画は。

協働活動推進課長 地区ごとの条件にもよりますが、今後村が計画する集合住宅については、高層住宅や何連棟にもなる長屋的な住宅ではなく、風景や風土に密着した1棟2世帯程度の定住住宅が望ましいと思います。今後の各地区の人口推移をみる中で効果的な時期に効果的な規模での計画を立案していきます。

問 今後ワンストップで対応できる組織を作る考えは。

村長 定住を希望される方は、物件の良し悪しや利便性、賃貸料のみではなく農業を目指す方や単純に田舎暮らしを希望される方など多彩なニーズに対応した的確な情報提供ができることが必要です。現在、協働活動推進課の定住促進係がその役割を担っています。役場内でもチームを作り定住促進係が窓口となるシステムで活動してまいります。

会計年度任用職員制度について

この制度の給与決定は「経験年数を有する者の号給の調整」により号給が加算される仕組みになっている
加齢性難聴に係る補聴器購入の公的助成を
 医師または保健師に相談し対応を考えていただく

原 佐代子



問 会計年度任用職員制度について

答 この制度の給与決定は毎年初任給からの出発になるのか。

今久留主総務課長 「経験年数を有する者の号給の調整」により経験年数に応じて号給が加算される仕組みです。現在より受給額が減少する職員に対しては、特例により必要な調整ができることとされています。

問 新制度の移行に伴う経費は。

村長 村の経費は2〜3千万円となり今の段階では国県の補助はないが、県を通して国へ要望していきたいと思っています。

加齢性難聴者の補聴器購入助成を

問 加齢性難聴が認知症のリスクを高めるといふ認識はあるか。

山口民生課長 補聴器を付

けることで脳が活性化し、認知症を予防、また発症を遅らせる可能性が高いと言われています。

問 難聴者の補聴器購入の支援は。

民生課長 身体障がい者手帳の所持が補装具費支給の前提となっています。利用者が1割負担、その残りを国が50%、県が25%、村25%の公費で支払われます。低所得者は個人負担なしです。補聴器は5万円前後です。

問 高齢者の生活を支援し、社会参加を促進する補聴器購入助成を、難聴児を含めてするべきではないか。

民生課長 「年のせい」と片づけ、我慢することなく、医師または保健師に相談し、対応を考えて頂くようにお願いします。軽度・中等度の18歳未満の難聴児には障がい者手帳を持っていないくても助成金4万3900円をお支払いしています。

問 新生児聴覚検査の公的助成を。

民生課長 県としても検査費用の公費負担の推進に向けて検討しているので、進捗状況に応じて村も検討して参りたいと思います。

森林経営管理制度の今後のスケジュールは？

令和2年から意向調査し整備の始まりは令和4年頃から
 15年程かけて整備したい

木下勝吉



問 森林経営管理制度の概要は。

桜井建設農林課長 山林所有者の意向調査をしたうえで、山林所有者自らが経営管理できない森林について、市町村が管理を行っていく制度です。

問 本年度意向調査準備委託の内容は。

建設農林課長 山林の登記情報や、過去の整備の履歴等を一元的に管理し、対象森林の分布状況などの情報抽出を委託する費用です。

問 この事業のスケジュールは。

建設農林課長 対象となる森林は2200ha見込まれます。令和2年度から調査を開始し、整備が始まるのは令和4年度頃です。意向調査終了後、15年程度で整備していきますが、村全体では20〜30年頃と考えています。

問 アグロフォレストリー事業で使用する薪の村民販売は可能か。

建設農林課長 この事業で利用する薪の販売は考えていませんが、今後薪の供給組織の立ち上げを検討する中で、一般に向けた薪の販売も可能であると考えます。

問 自伐林業の受皿や土場の設置の見込みは。

建設農林課長 自伐林家の受皿・薪スタンド・土場も含め、組織の立ち上げと合わせて考えます。

問 経営移管された月川の現状報告と地域振興にどうかかわるのか。

棚田地域経営課長 阿智開発公社による運営が始まり、順調に移行できました。11月には理事、監事、評議員の現地調査を行い、現況課題を共有していただき、12月には監事の経営処理に関する指導をいたたく予定です。地域振興のため健全経営ができるよう努めます。

問 今後の改修予定は。

地域経営課長 来年度当初予算の編成過程において、改修プラン、スケジュール等検討し皆様にお示ししたいと思っています。

村有財産の賃貸借契約書等の再確認の必要性は 地域活性化施設の契約書等で大切さを再認識・ 予算編成で再確認

勝野公人



村長 SSは地域の皆さんの努力によつて経営されており、地域にとつて大切な施設であると共通認識しています。

問 そのほらガソリンスタンド（以下SSと言う）は、村の施設として智里西自治会と賃貸借契約し、実質経営は「そのほらSS株」が行っています。

しかし、現在の契約方法が複雑であり、行政の関りが難しく、不備な点もあると思われまふ。

契約書を整備し実質経営者の「そのほらSS株」と直接契約を締結し、地域振興の支援として無償貸与と考へます。

村長の考へは。

村長 地域活性化施設の話し合いを進める上で契約書の大切さを改めて痛感致しました。

契約書は当時の思いで締結されていますが、後々になつて何故そうなつたか、その内容について曖昧になる恐れがあります。

予算編成にあたり、再確認してまいります。

問 村は多くの施設の賃貸借契約等を締結されていますが、行政の担当者が代わり、地域も世代交代で契約書の解釈に認識の違いが生ずる恐れがあります。

いよいよ来年度予算編成に取り組まれますが、再度契約書等の確認が必要と考へます。

村長の考へは。

町村議会改革シンポジウム

10月7日、町村議会改革シンポジウム長野in宮田に研修に行きました。

「今後の町村議会の方角性」の講演という内容でした。

町村議会議員数は平成

元40559人に
対し、平成30年には
18930人と73.1%
減少。質と量が増すこ
とが問題。きちんと職
務に合つた金額（給料）
を考へないといけない。

議員約260人が5、7人のグループに分かれ、説明会、報告会、意見交換会を行い、最後に3組の代表が意見発表を行いました。第3部としては株ぎょうせい月刊ガバナンス編集長千葉茂明氏による

「今後の町村議会の方角性」の講演という内容でした。

町村議会議員数は平成元40559人に
対し、平成30年には18930人と73.1%
減少。質と量が増すことが問題。きちんと職務に合つた金額（給料）を考へないといけない。



上昇、本当に代表と言えるのか、議員は議員報酬だけで生活できるのか？中には議員をやつたことで会社が倒産との事例もあるとのこと。職業割合は農業と自営業が50%超えており、退職金をもらつて

いない人や專業は難しい。職業としての議員を考へていく必要がある。60歳以上が8割を占める要因として、議員報酬が低いので年金受給者でなければできない、また女性の社会進出への理解が低い等、色々な問題を聞き、話し、考へ、能動的な研究会であり、議会定数、報酬を勘案するために人口規模や財政規模が近似する議会を参考に比較決定することもある機会となつた研修でした。

吉川 優





議会議員視察研修報告

昨年10月3日、4日の2日間、議員研修を行い国会議事堂、ふるさと回帰支援センター、内閣府国立公文書館の視察を行いました。

衆議院議員会館にて、内閣府副大臣に就任された、宮下一郎議員に、阿智村の実状、阿智高

校の存続、三遠南信自動車道早期開通、南バypass早期着工、リニア問題について陳情、懇談を行いました。

参議院議員会館にて財務大臣政務官に就任された、宮島喜文議員に同じく陳情懇談を行い、両議員からは実状をふまえ検討してい



宮下一郎衆議院議員への陳情・懇談

たいとの答えがありました。議員会館も新築され議員の事務所も広くなったそうです。

次にふるさと回帰支援センターの視察研修を行いました。NPO法人として2002年に設立され、百万人のふるさと回帰循環運動

をコンセプトとして、インターン、Jターン、Uターンなど地方で暮らし生活することを希望する都市生活者や定年退職者などの人々のために開設された機関です。受け入れ体制や技術指導など移住希望者の相談業務、会員自治体の移住情報発信、

各種田舎暮らし、移住セミナー相談会業務を行っている法人で、各県ごとに担当職員が配置され相談に応じています。長野県担当者が高橋公理事長に説明していただきました。2009年から2018年までの10年間のうち長野県が6年間1位で移住したい県にランクされています。阿智村も会員になっていますので阿智村にも大勢の方に来ていただくようにアピールをしてみました。



宮島喜文議員への陳情・懇談

各種田舎暮らし、移住セミナー相談会業務を行っている法人で、各県ごとに担当職員が配置され相談に応じています。長野県担当者が高橋公理事長に説明していただきました。2009年から2018年までの10年間のうち長野県が6年間1位で移住したい県にランクされています。阿智村も会員になっていますので阿智村にも大勢の方に来ていただくようにアピールをしてみました。

2日目は偶然にも第200回の臨時国会の初日ということ聞き、予定を変更して国会議事堂で衆議院本会議、安倍総理大臣の所信表明を傍聴しました。入場するまでには持ち物チェックなどあり、厳粛な中、傍聴することができました。



ふるさと回帰支援センターの視察研修

緊張のうちに、安倍総理の演説が始まり、野党のヤジ等もあり国会の雰囲気はテレビとは違った印象を受けました。

次に国立公文書館の視察を行いました。この館には総務省に浪合出身の山口さんがお勤めで館内の説明をして

いただきました。国立公文書館設置の目的は国の機関の業務を遂行する為に作成された公文書等を歴史の証拠、後日の参考資料として、将来に渡り確実に保存することであり、国の行政機関及び独立行政法人等から移管を受けた施設です。東京本館と茨城県つくば市に別館、文京区にアジア歴史資料センターの3か所に施設があり、受け入れる歴史公文書は行政機関、独立行政法人等が歴史公文書として保存期間が満了したときに移管措置が定められたもの、また内閣総理大臣が保存が必要と認めたもの等で、受け入れについては、燻蒸、ウィルスチェックの後永久保存されます。経年劣化や虫、ネズミなどによる食害、水、煙害、酸性化等により損

傷したものは専門職により裏打ちなどの作業で修復されます。作業等は手袋をすることで雑菌が繁殖する恐れがあることから素手での作業で行っているそうです。山口さんの案内で、旧阿智村の合併時の公文書を見ることができました。懐かしい名前などが確認され一同感銘を受けました。現在保存されている書籍は100万冊で憲法、法律、勅令、政令、条約などの公布原本、江戸時代以前の将軍家や寺院公家、武家などが所蔵していた文章のうち30点が国の重要文化財の指定を受けています。現在デジタル化を進めていて20%の整理が済んでおり、今後とも継続していくそうです。阿智村の公文書の保管や、古文書の保存について考えるきっかけ

になりました。

今回の議員研修は今までの研修と違い国会議事堂、衆参議員会館など国の中枢の部分で議員の立場で見学させていただき、衆議院本会議見学、懇親会での宮下議員・宮島議員と

の意見交換会など貴重な体験をすることができました。国立公文書館では山口さんに丁寧な説明をしていただき感謝する視察研修でした。

野村 和男



リフレ施設の運営 に関する経過と 議会対応について

令和元年9月1日より、智里西の「野熊の庄月川」と付帯するテニスコートについて、受託者が設置された施設を村で買い上げ、開発公社で運営が行われています。

リフレッシュふるさと整備推進事業は、平成2年より智里西地区で取り組まれている、地域振興を目的とした4施設の運営事業です。(このうち1施設は平成18年に払い下げ)

当時は観光を中心とした地域づくりについて、住民理解が得られない時代で、国からの補助金の補助残を地元(智里西地区)が負担する中で、村が建設し管理委託契約により地元が運営してきました。平成14年3月の産業

建設常任委員会で、行政より「この事業は地元要望により建設。過疎債を充当するにあたり、事業主体を村とした経過があるので、償還が終わった時点で地元主体の施設とすることが本来の姿である」という説明があり払い下げの議論がされました。

その結果、払い下げを行うと会社の経営が困難になるということで、平成15年4月1日からの契約更新時ににおいて

①維持修繕、管理、運営に関わる全ての経費は地元負担とする。
②補助金の法律の制限を受けなくなつた時、村は払い下げができるものとする。
等の覚え書きを取り交わし、村と地元との管理委託契約が更新されました。

平成19年より、月川・テニスコートとパークランドの3施設に

については、村の行政財産という位置づけの中で、指定管理施設として運営を行ってきました。この契約期間は10年間でしたが、この間に施設の老朽化が進み、改修の要望も出されてくるようになりました。

協定書の中で「小修理については受託者負担、大規模改修については協議する」という一項がありました。が、要望に対して何ら対応することなく経過しました。また、公有財産検討委員会からの「今後は払い下げが望ましい」との答申を受け「払い下げ」との考えも行政から出されるようになりました。

平成26年1月の前村長最後の全員協議会において「行政財産として赤字になってまでの維持は難しい、地元負担の範囲内で改修して払い下げを受けていただくことが望ましい」との提案があり、議会

としてもこの内容での交渉に同意してきました。

平成26年2月に、現熊谷村長となり、協定書の取り扱いや契約期間後の施設の運営について双方の協議が始まりました。

議会としては、その都度、行政からの報告や提案を検討する中で対応していましたが「払い下げを前提に、地元負担の範囲内での改修」で交渉されることを基本とすることを求めていました。

この間、受託者は「払い下げは受けられない、払い下げは前提ではなかった」と主張、また「緊急を要する施設の改修費用の設置者責任」を求める等、解決されない中で、契約期限切れを迎えることとなりました。

平成29年3月27日に、臨時議会が招集され「設置条例の廃止」が上程され、賛成6名、

反対5名の僅差で可決しました。

その後、普通財産の賃貸借契約の中で、引き続き運営していたが、契約書に盛り込まれた「必要費について協議する」との一項の中で、改修についての要望が出されてきました。しかし行政からの具体的な提案もなく、また議会も「必要費の考え方の統一」ができないまま時間が経過しました。

平成30年9月の、定例会における村長あいさつの中で「経過の議事録等を再認識したり、議会の勉強会等で話しを聞く中で、自分なりに整理してきて今考えますと、施設の成り立ちについて認識の足りなかつた点もありました。当初村で整備した施設のみでは収益が上がり、継続運営して行くことは難しかったため、地元の皆さんの努力により厨房等を整

備し営業努力を行ってきました。その結果、建物の所有形態は最初から複雑なものとしてスタートしていました。修正申告の件についても、村の事務の手違いもあり皆さまにご迷惑をかけたこと、住民の皆さんにも誤解が生じたこと等反省し、今後取り組む」と述べられました。

その後行政は、先方との協議を行っていましたが、中々進展がなく、議会に対しても具体的な協議内容が示されてきませんでした。

平成31年2月、行政より「地域活性化施設の基本的な考え方」を地元自治会に提出する旨、その案が議会に示されました。

議員の中からは、この案に対し異議や疑問の声もありましたが、行政からの回答もなくまた議会としてもその内容について時間を割いての議論をすること

なく、議長等が立会という立場で交渉に出席しました。

この中で、議長が議会で出された意見等をきちんと述べなかつたため、議会も同意済みの提案として判断され進んでしまいました。

先方はこの提案を了承される中で、両者による改修についての検討が始まりました。

平成31年3月になり賃貸借契約を締結するにあたり「当初予算に改修に係る予算を盛ること」を求められましたが「当初予算への計上は物理的に無理」との回答に対し「今までの交渉の経過から言葉だけでは行政は信用できない。6月の補正予算に改修費について予算を盛ることを約束する確約書を書くこと」が契約の条件とする要求が出されました。「信用していただきたい」「信用できない」とのやり取りの中で、

村長は「地元の方に引き続き運営をしていたことが地域振興にもつながる」との思いから「確約書を書く」と回答されました。

議会も立ち会ってきただ中で、その立会人となることを求められませんでした。議会では、その時点において「負担金内での改修であるなら認める」という大筋の考えがあつたため、議長は「6月の補正予算に改修費を盛る」確約に対して安易に同意し、その後の議会内での議論の中で、確約書に対しての異議を唱える議員もいる中で「全体としては認めた」と判断し、議長名でサインをしました。

りまとめた結果、最終的な設計見積もりが約2億円となったため、村長は緊急性、必要度の高い所からの年次計画での改修を提案しました。しかし先方は、一括での予算計上を主張され、合意に至りませんでした。このような状況の中で、村長は確約書の内容について不履行という判断をし、議会へ報告されました。

経過の中で、「一定の改修費については認める」との判断をしていた議会としては思わぬものであり「一部でも盛るよう」との意見もありましたが「先方は100か0との要求がすべてであり、その中で判断した」という答弁でした。

この確約書の不履行に対して先方は「運営から撤退、村による運営」を提示され「村はその考えで進めたい」と議会に示されました。「村で受けるにもどうやって運営するのか」という意見が出され、「開発公社で」との考えが示され「開発公社の了承を得ること」を申し付け、議会として承諾しました。

その後、先方が設置した施設の資産を買い上げること等、経営移管について第三者である弁護士に依頼し、解決に向けた調整が行われ、これに係る補正予算が計上されました。議会は長年に渡るこの問題の解決のため、その内容について妥当と判断し、この予算について認めたものです。

その後弁護士による仲介がなされ、先方との協議が成立し、9月1日からの移管が行われました。以上が主な経過となります。

この経過の中で、議会として反省すべき点があります。

・「地域活性化施設の基本的な考え方」と

「確約書に対する対応」について、議論をする時間が少なく

議会としての確たる考えを出さない中で、議長が進めたこと。

・今回の検証を進める中で「確約書を書かなければ前へ進めないような圧力を感じた」という議長の発言。

・行政に対する監視という議会の責務がある中で、確約書に関わってしまったこと。

・行政に追従する形で進んでしまい、議会としての主体性を持った立場で関わってこなかったこと。

以上の点です。

これらを踏まえ「議会としての責任について」検討した結果

・不履行とした理事者に見解を求めること。

・住民の皆さんに議会としての経過と反省を伝えること。

と致しました。

尚、確約書の不履行に対する、立会人となつた議会の責任については、事例を調べる中で発生しないことを確認しました。

しかし「確定しない内容の約束」というものに立会人として関わつたという、道義的な責任は逃れられるものではありません。この点について深く反省するとともに、議会運営についても検証し、教訓として今後の議会活動に活かして行く所存です。

以上、今回の件についての経過と反省を述べ議会としての責任についての対応とさせていただきます。

議長 熊谷 義文

アリーナ等検討委員会

令和元年11月11日に、阿智村コミュニティホールで「リニア時代にに向けた新施設の整備に関する『基本的な考え方』(案)」と題して、西部地区ブロック会議が開かれました。

まず、広域連合の高田事務局長より、現時点における新施設の整備に関する広域連合の基本的な考えとして「(1)施設の建設・運営の方式は、公設公営は難しく公設民営か民設民営方式で、参画頂ける民間事業者を確保する。(2)事業実施の意思決定に必要な要素は、民間事業者が確保でき、アリーナ機能単体だけでなく地域づくりのビジョンを描けること。(3)施設を整備する場所に関することは、現在頂いた候補地

だけでなく更なる検討が必要である」等の説明と、この案に対する分野別のパブリックコメントについても説明がありました。

その後、議員全員で意見交換が行われました。

- 主な意見は、
- ・建設ありきになっていないか
 - ・企画はいいが将来重荷にならないか
 - ・人口の少ないこの地域をどのような方法でカバーするのか
 - ・事業者は全国的な企業も含め、民間の参入は考えられるか
 - ・総予算は概ね45～90億程と示されているが規模や内容が見えていないし補助率も見えていない
 - ・施設の規模、利用形態は



- ・収容人員規模は何人程度か
- ・駐車場は充分確保できるか
- ・などの意見が出されました。

ンベンション施設・スポーツ施設等を中心に、早急に堅実な決定を行わなければならないとの認識を新たにしたいと協議でした。

今後、広域の会議の中で、西部地区ブロック会議の内容が反映されることを、願うものです。

高坂 和男

ご意見・ご感想を議会事務局までお寄せください。
また、議会傍聴にいらしてください。

議会事務局

電話(43-2220) FAX(43-4365)
E-mail gikai2@vill.achi.lg.jp



あとがき

あけましておめでとうございます。

昨年は台風19号の影響により、長野県の北信地域で千曲川が氾濫し大きな被害が発生しました。新年を避難場所を迎える方達もおられ心が痛みます。

昨年末には、新しいハザードマップが各戸に配られました。このハザードマップを見てビックリされた方もおられることと思います。千年に一度の水害を想定して更新されたものですが、随分と警戒区域が広くなりました。「備えあれば憂いなし」といいます。自分の住んでいる場所をもう一度確認してみてください。

どうぞ皆様のこの一年が希望に満ちた佳い年でありますように。

實原 恒禎